

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

| | |
|------------|---|
| Title | 近世漢籍訓読における訓読語の様相：提示語法の「之」字の読み |
| Author(s) | 永松, 寛明 |
| Citation | 国文学攷, 256 : 19 - 32 |
| Issue Date | 2024-06-30 |
| DOI | |
| Self DOI | |
| URL | https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055638 |
| Right | 本誌に掲載された論文等の著作権は、著者に帰属します。 |
| Relation | |



近世漢籍訓読における訓読語の様相

—— 提示語法の「之」字の読み ——

永 松 寛 明

一 はじめに

漢文訓読が現代の文章語を形成する上でどのような影響を及ぼしたのかという問題に対しては様々な言及がある。そうした漢文訓読独自の語法の一つに、代名詞「これ」による提示語法があると言われる。山田は提示語法の「これ」について

漢文にては目的格は述格の語の下に置くを通常の例とすれど、其の目的格が其の文中の主要なる事柄なるときはこれを抽出して文の冒頭に置き、本来その目的格の語のあるべき場所には「之」字を置きて、その「之」字をして上の目的格の語を代表せしむることあり。(注2 三五三頁)

と述べる。実際に論語の中の提示語法には、以下のような例がある。

孔子對曰 俎豆之事 則嘗聞之矣
孔子對(へ)テ曰。俎―豆ノ「之」事ハ、則 嘗ヨリ 聞キ「之」

「矣」。

(衛靈公篇1 道春点 内閣文庫蔵 寛文四年刊^⑤)

孔子對(へ)テ曰(ク)俎―豆之「事ハ、則嘗テ之ヲ聞レク」矣。

(衛靈公篇1 仁齋点 京都大学蔵 正徳二年序)

これは、近世の道春点と仁齋点の論語の読みを示したものである。道春点は「聞」字の下での「之」字が不読となっているが、仁齋点では、題目として「俎豆之事(祭器の並べ方)」を示し、本来の目的格の位置に「これ」という代名詞を読む。さらに、山田は

さて古を考ふるに提示語法は古くより國語に全くなしとはいふを得ざる事なれど「云々は」といふと再歸格の「これ」と相呼應するものに至りては古き國語の文法には見ることなき現象なりとす。(注2 三五八頁 ※傍線部は稿者)

と述べる。先の例で言うなら「俎豆の事はこれを開けり」の「これ」は再歸格の例であり、古い日本語の中に見られないものという

ことになる。(現代語で言うなら「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」などの例)。一方、訓読の歴史において、小林芳規は平安時代からの漢文訓読の歴史の中で、陳述を表す「之」字の訓読は、仏家で「これ」と訓読し、博士家では不読にする流れを明らかにした^①。同時にその論の中で、近世では仏家の読み方に収斂されるということも言及している。実際に近世の論語を比較した論では「之」字を読むようになる状況も確認され、その理由については、漢語文典の影響が指摘されてきた^②。文末で陳述を表していた「之」字が読まれるようになった過程で生じたと思われる提示語法が、文章語にどう取り込まれていったかを明らかにすることが稿者の関心事だが、今回は、その前段階として、主に近世の漢籍訓読における推移の実態を確認しておきたい。

二 対象資料について

論語集解

清原宣賢点 吉田梵舜写(一五七一年)

京都大学貴重資料デジタルアーカイブ 一—六六\□\—貴

かなかき論語

未詳 室町中期点

安田文庫叢刊第一編 川瀬一馬編

大魁四書集註

文之点 日本釈如竹校 重刻

日本漢学画像データベース 〇五〇一

(早稲田大学総合データベース 文庫三一E一八二九を適宜参照した)

四書集註

林道春点 寛文四年刊(一六六四年)

国立公文書館デジタル資料 経〇三八—〇〇三

四書大全

鶴飼石齋点(甲) 慶安四年刊(一六五一年)

広島市立図書館浅野文庫蔵本

(国立公文書館デジタル資料 二七七一〇〇四二を適宜参照した)

四書大全

鶴飼石齋点(乙) 刪補調點 石齋鶴信之 刊行年未詳

早稲田大学古典籍総合データベース □二—〇—一六九

右の資料の中、近世初期三十年間に刊行された諸点本の訓読の位置づけを図るため、文之点、道春点、石齋点(甲)の書き下し文を作成し、石齋点(甲)と他二点本間で論語憲問篇を対象として単語毎に比較を行った。その結果、博士家の訓読に最も近いものが道春点、次いで石齋点、最後に文之点という順番となった。三点本間の訓読の差で顕著なものの中に「之」字の異同がある。この異同の中に提示語法が頻出する。なお、石齋点の(甲類)(乙類)の二資料の分類は、永松^③に従った。

三 近世初期資料における用言に下接する「之」字の訓読の分類

用言に下接し、「ヲ」格の目的語として使用される「之」字は、先の資料間では読み方に違いが見られる。その用例を示すにあたり、「之」字を指示語として訓読した結果、指し示す内容に応じて、七種類に分類した。解釈を伴う分類であり、分類の妥当性が問題となるが、あくまで結果的に表されるようになった内容に注目して整理する。

A 直前の文の内容を指す「之」 (憲問篇 19)

※篇名下の番号は宇野哲人『論語新釈』講談社(一九八〇)の章区分による

文之点 大―夫僕 文子與レ同ク諸公ニ升ニル。子之ヲ聞レテ曰(ク)。(原漢文) 大夫僕與文子同升諸公 子聞之曰

B 直前の一文の目的語を指す「之」 (憲問篇 9)

文之点 命ヲ爲レルトキハ・稗誣之ヲ草ニ創シ。爲命 稗誣草創之

C 直前の一文の主語を指す「之」 (憲問篇 22)

文之点 陳恒 其ノ君ヲ弑レス。請フ之ヲ討レセン。

陳恒弑其君 請討之

C 提示語法の働きで使われる「之」 (衛靈公篇 1)

文之点 狙―豆之―事ヲハ 則嘗テ之ヲ聞レケリ「矣」。

狙豆之事 則嘗聞之矣

D 指示する対象が現れない「之」 (衛靈公篇 6)

文之点 邦道無レキトキハ 則可―卷メテ而シテ之ヲ懷レス。

邦無道 則可卷而懷之

この「之」は、その前までに該当する内容が見当たらないものを指す。結果的に読者にその指示内容の推察をゆだねるものである。

E 明確に区分できない「之」 (衛靈公篇 2・23)

ただし、この用例として分類した(憲問、衛靈公、季氏篇における)三例は、CやDと区別がつけにくいものであった。

文之点 予――以テ之ヲ貫レセリ。

予一以貫之

文之点 一―言ニシテ而シテ以テ身ヲ終レフルマテ之ヲ行レナフ可―者上―有下―リヤ「乎」。

有一言而可以終身行之者乎

F 他の文章より引用された箇所にある「之」（衛霊公篇 25）

文之点 馬有^レル者ハ・人ニ借^レシテ 之ヲ乗^レラシム。今ハ亡

ヒカナ「已」夫。

有馬者 借人乗之

この本文「有馬者 借人乗之」は別の文献にあつたものを引用した箇所である。ここでは直前の「人」を指している。

四 用言に下接する「之」字の篇ごとの付訓状況

用言に下接する「之」字の付訓状況を論語で確認する。対象の篇は、論語の憲問篇、衛霊公篇、季氏篇とした。博士家の例として参照した『高山寺古訓點資料第一』 清原家論語と比較可能な篇である。表1〜3はその一覧である。⁽¹⁾

（憲問篇）

道春点で「之ヲ」と読んでいる例は表の1〜6番、B、C、D分類が含まれる。

用例番号5

（憲問篇 8）

愛^{アイ}セハ 〈セ〉之能^ノク 勞^{ラウ}スルコト 勿^ナラム乎^ヤ 博士家
 愛^{アイ}セハ 能^ノク 勞^{ラウ}スルコト 勿^ナラン乎^ヤ 宣賢点
 愛^{アイ}セハ 能^ノク 勞^{ラウ}スルコト 勿^ナラン乎^ヤ 道春点
 之ヲ 愛^{アイ}レシテ 能^ノク 勞^{ラウ}スルコト 勿^ナラン乎^ヤ 道春点
 之ヲ 愛^{アイ}レシテ 能^ノク 勞^{ラウ}スルコト 勿^ナラン乎^ヤ 石齋点(甲)
 之ヲ 愛^{アイ}レセハ 能^ノク 勞^{ラウ}スルコト 勿^ナランカ「乎」。文之点

この用例は章の冒頭より「之ヲ」の読みで始まる。指示語より前に指示する内容がない例である。

表1 憲問篇

| 番号 | 分類 | 章 | 本文 | 博士 | 仮名 | 宣賢 | 道春 | 石齋甲 | 石齋乙 | 文之 | 文中 |
|----|----|----|------------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|------|
| 11 | C | 13 | 文之以禮樂 | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | 文中 |
| 10 | B | 9 | 若臧武仲之知、冉求之藝 | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | |
| 9 | B | 9 | 爲命、東里子產潤色之 | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | |
| 8 | B | 9 | 爲命、世叔討論之 | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | |
| 7 | B | 9 | 爲命、裨諶草創之 | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | |
| 6 | D | 41 | 是知其不可而爲之者與 | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 文中 |
| 5 | D | 8 | 子曰 愛之能勿勞乎 | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 文中 |
| 4 | C | 18 | 桓公殺公子糾 不能死 又相之 | × | × | × | ○ | ○ | ○ | 二格○ | |
| 3 | C | 22 | 陳恒弑其君 請討之 | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2 | B | 23 | 子路問事君 子曰 勿欺也 而犯之 | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 1 | B | 21 | 其言之不作 則爲之也難 | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 文中 |
| 番号 | | | 本文 | 博士 | 仮名 | 宣賢 | 道春 | 石齋甲 | 石齋乙 | 文之 | 文中・末 |

| | | | |
|----|-----|-----|------|
| 14 | 13 | 12 | 番号 |
| E | A | C | 分類 |
| 21 | 19 | 47 | 章 |
| 本文 | | | |
| × | × | × | 博士 |
| × | × | × | 仮名 |
| × | × | × | 宣賢 |
| × | × | × | 道春 |
| × | 返のみ | 返のみ | 石齋甲 |
| × | 返のみ | 返のみ | 石齋乙 |
| ○ | ○ | ○ | 文之 |
| 文中 | ○之日 | ○之日 | 文中・末 |

次に、道春点では不読だが、石齋点で「之ヲ」と読んでいる例は7〜11番で、B、C分類が含まれる。その一つが以下の例である。

用例番号7

(憲問篇 9)

(子曰命)ヲ爲^{ツク}ルトキニ(禪謙)草創^{サウソウ}ス「之」
 子曰 命を爲^{ツク}ルトキニ・禪謙草創^{サウソウ}ス「之」 博士家
 子曰・命 爲^{ツク}ルトキニ・禪謙 草創^{サウソウ}ス「之」 道春点
 子曰・命ヲ爲^{ツク}ルトキニ・禪謙 之ニ草創^{サウソウ}シ。 石齋点(甲)
 子曰。命ヲ爲^{ツク}ルトキハ・禪謙 之ニ草創^{サウソウ}シ。 文之点

(衛靈公篇)

表2について、道春点で「之」字を読む例は1番のみである。返り点のみであり、ヲ格かどうか不明である。^(註)

| | | | | | | | | |
|----|-----|----|----|----|----|----|-----|------|
| 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 番号 |
| C' | C' | C' | D | D | C' | C' | E | 分類 |
| 32 | 32 | 32 | 17 | 17 | 17 | 1 | 23 | 章 |
| 本文 | | | | | | | | |
| × | × | × | × | × | × | × | 一 | 博士 |
| × | × | × | ○ | ○ | ○ | × | × | 仮名 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | 宣賢 |
| × | × | × | × | × | × | × | 返のみ | 道春 |
| × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 石齋甲 |
| ○ | 返のみ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 石齋乙 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 文之 |
| | | | | | | | 文中 | 文中・末 |

表2 衛靈公

用例番号1 (衛靈公篇23)
 一言ニシテ「而」以テ身ヲ終レフルマテ 之 行レフ可ニキ者上
 有^下リヤ「乎」。
 道春点
 一方、石齋点(甲類)で「之ヲ」と読んでいる例は1〜6番であり、
 CDE分類が含まれる。石齋点(甲類)で「之ヲ」と読んでいない
 例は7、8番と13番、15〜22番であり、CDF分類が含まれる。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|--------------|------------|------------|---------------|---------------|---------------|------------|------------|---------------|-------------|-------|------|
| 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 番号 |
| F | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | E | 分類 |
| 25 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 27 | 27 | 6 | 2 | 2 | 章 |
| 有馬者 借人乗之 | 知及之 仁能守之 | 知及之 仁能守之 | 知及之 仁不能守之 | 雖得之 必失之 | 雖得之 必失之 | 不莊以蒞之 則民不敬 | 莊以蒞之 動之不以禮 | 莊以蒞之 動之不以禮 | 衆好之 必察焉 | 衆惡之 必察焉 | 邦無道 則可卷而懷之 | 女以予爲多學而識之者與 | 子一以貫之 | 本文 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | — | × | × | 博士 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ | 仮名 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 宣賢 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 道春 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | 返のみ | × | 返のみ | 返のみ | 返のみ | 返のみ | 石齋甲 |
| × | 二格○ | 二格○ | 二格○ | 返のみ | 返のみ | 二格○ | 二格○ | ○ | 返のみ | 返のみ | 返のみ | 返のみ | 返のみ | 石齋乙 |
| ○ | 二格○ | 二格○ | 二格○ | ○ | ○ | 二格○ | 二格○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 文之 |
| | | | | | | | | | | | | 文中 | | 文中・末 |

しかし、同じ番号（27、32章）の乙類の読みは甲類と異なる。甲類は慶安四年刊、乙類は寛文年間頃刊と推定されるが、十年前後の間に二章（27、32章）の読みは石齋による「刪補訓點」（当該資料巻末記載事項）を経たためか異同がある。32章の用例の一部を以下に示す。

用例番号6

（衛靈公篇 32）

知及ヘトモ「之」・仁之ヲ守レルコト能レハ不レレハ・得ルト雖レトモ「之」・必ス 失フ「之」。

石齋点（甲）

広島市立図書館浅野文庫蔵本

（三十八丁裏）

知之ニ及レヘトモ・仁之ヲ守レルコト能レハ不レレハ・之得レルト雖レトモ・必ス之失レフ。

石齋点（乙）

早稲田大学古典籍総合データベース本

（三十八丁裏）

網掛け箇所のように異版間で訓読が異なっており、不説だったものが、乙類では読まれるようになる。こうした用例は、CやD分類に見られる。

（季氏篇）

表3において、1、2番は道春点で「之ヲ」と読む。分類は、CとDである。3番から12番までは石齋点（甲類）で読まれており、分類はA、C、Cを含む。乙類では13番も読まれる。

ここで注意したいのは、2～4番の例である。同じ章で同じ分類であり、原漢文も類似の構文であるが、道春点では読む例と、不読の例とが混在する。⁽¹⁴⁾

用例番号2

(季氏篇14)

邦君之妻 君稱シテハ「之」夫人ト曰フ 博士家点
 邦一君之妻を君稱シテは「之」夫人ト曰フ。宣賢点
 邦一君之妻・君之ヲ 稱シテ夫人ト曰フ。道春点
 邦一君之妻・君之ヲ 稱シテ夫人ト曰フ。石齋点(甲)
 邦一君之妻・君之ヲ 稱シテ夫人ト曰フ。石齋点(乙)
 邦一君之妻・君之ヲ 稱シテ夫人ト曰フ。文之点

この提示語法と判断される例では「之ヲ」と近世初期の三点本ともに読んでいる。ただし、続く3、4番は類似の構文であるにも関わらず、「之ヲ」と読むのは、石齋点と文之点のみである。道春点では、最初の2番の例で読んでいるが、後の例では返点がない。この箇所の分類はCである。同じように構文的には類似であるにもかかわらず、原漢文で最初に登場したものだけ読み、後は不読という例は他の点本にも現れる。13、14番の石齋点(乙)の例がそれに当たる。分類はCやDである。

表3 季氏篇

| 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 番号 分類 章 | 本文 |
|-----|----|----|----|----|---|---|---|---|----|----|----|---|---------------|--------------------|
| D | C | C | C | C | C | C | C | A | C' | C' | C' | D | 13 D 6 | 君子疾夫 舍曰欲之 而必爲之辭 |
| 6 | 12 | 7 | 7 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 14 | 14 | 14 | 1 | 1 | 君子疾夫 舍曰欲之 而必爲之辭 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 博士 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 仮名 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 宣賢 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | 道春 |
| × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 石齋甲 |
| × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 石齋乙 |
| 二格○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 文之 |
| 文中 | | 文中 | 文中 | 文中 | | | | | | | | | | 文中・末 |

| | | | | |
|--------------|-------------|-------------|--------|------|
| 17 | 16 | 15 | 14 | 番号 |
| D | D | D | D | 分類 |
| 9 | 9 | 9 | 6 | 章 |
| 困而學之 又其次也 | 學而知之者 次也 | 生而知之者 上也 | 言未及之而言 | 本文 |
| × | × | × | × | 博士 |
| × | × | × | × | 仮名 |
| × | × | × | × | 宣賢 |
| × | × | × | × | 道春 |
| × | × | × | × | 石齋甲 |
| × | × | ○ | × | 石齋乙 |
| ○ | ○ | ○ | 二格○ | 文之 |
| | 文中 | 文中 | 文中 | 文中・末 |

用例のまとめ

論語の憲問篇と衛靈公篇、季氏篇の用例をまとめたものが表4である。⁽¹⁵⁾ 清原宣賢点と比較して、近世初期の三点本間で「之」字を不読とするものから、読むものへと移る様子がうかがえる。不読の数は、道春点が最も多く、以下石齋点(甲類)、(乙類)、文之点の順に並ぶ。石齋点の二つの類においては、甲類で返り点のなかった箇所、乙類では返り点が付される例が現れる。刊行年等から推定すると、十年前後の間に改訂したことになる。分類ごとに見ると、A〜Cのように指示内容が比較的分かりやすいものは石齋点以降「これ」と読まれる。その一方で、Cの提示語法は石齋点甲類まで不読の例が現れるが、乙類に至ると全て読まれている。また、指示対象が分かりにくいD分類は石齋点乙類に至っても不読の例が見られる。

表4 用言直後の「之」字を目的格で読む数(3篇合計数)

| D | C' | C | B | A | | |
|----|----|----|---|---|------|-----|
| - | - | - | - | - | 読む | 宣賢 |
| 22 | 8 | 11 | 6 | 2 | 読まない | |
| 2 | 1 | - | - | - | 読む | 仮名 |
| 20 | 7 | 11 | 6 | 2 | 読まない | |
| 3 | 1 | 2 | 2 | - | 読む | 道春 |
| 19 | 7 | 9 | 4 | 2 | 読まない | |
| 9 | 6 | 11 | 6 | 2 | 読む | 石齋甲 |
| 13 | 2 | - | - | - | 読まない | |
| 18 | 8 | 11 | 6 | 2 | 読む | 石齋乙 |
| 4 | - | - | - | - | 読まない | |
| 22 | 8 | 11 | 6 | 2 | 読む | 文之 |
| - | - | - | - | - | 読まない | |

※「謂之○」形式は除く。「二」は用例ナシ

五 近世の論語の点本における用言に下接する「之」字の読み

道春点ではヲ格の「之」(BC/C)や指示する対象がないもの(D)、石齋点では提示語法(C)や指示する対象がないもの(D)で、付訓が分かれることを見てきた。近世を通じてその他の助字類も逐字的に読まれる傾向があることが言われているが、当該語法の状態を見るためA〜Eの分類毎の調査結果を記す。この調査では、異版間の訓読の差は調べていない。⁽¹⁶⁾

調査対象

- 山崎闇齋点 倭板四書 不明
- 早稲田大学古典籍総合データベース 番号□一二|〇三五六七
- 中村楊齋点 四書示蒙句解 元禄十四年序(一七〇二)
- 早稲田大学古典籍総合データベース 番号□一二|〇一八一九
- 伊藤仁斎点 論語古義 正徳二年序(一七二二)
- 京都大学貴重資料デジタルアーカイブ 番号一|六六\|□\|七
- 吉村秋陽点 増訂四書大全 嘉永七年(一八五四)
- 早稲田大学古典籍総合データベース 番号□一二|〇〇四七四
- 後藤芝山点 四書集註 明治八年(一八七五)
- 早稲田大学古典籍総合データベース 番号□一二|〇一九一五

表5 憲問篇

| 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 用例数 |
|----------------|--------------------|----------------|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|------------|--------------|----------------------|--------------|---------------------------|----------------|------|
| E | A | C | C | B | B | B | B | D | D | C | C | B | B | 分類 |
| 21 | 19 | 47 | 13 | 9 | 9 | 9 | 9 | 41 | 8 | 18 | 22 | 23 | 21 | 章 |
| 其言之不作 則爲之也難 | 大夫僕與文子同升諸公 子聞之曰 | 闕黨童子將命 或問之曰 | 若臧武仲之知 冉求之藝 文之以禮樂 | 爲命 東里子產潤色之 | 爲命 行人子羽脩飾之 | 爲命 世叔討論之 | 爲命 稗謀草創之 | 是知其不可而爲之者與 | 子曰 愛之能勿勞乎 | 桓公殺公子糾 不能死 又相之 | 陳恒弑其君 請討之 | 子路問事君 子曰 勿欺也 而犯之 | 其言之不作 則爲之也難 | 本文 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 宣賢 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 二格○ | ○ | ○ | ○ | 山崎闇齋 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 二格○ | ○ | ○ | ○ | 中村楊齋 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 伊藤仁斎 |
| × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 吉村秋陽 |
| × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 後藤芝山 |
| 文中 | □之日 | □之日 | 文中 | | | | | 文中 | 文中 | | | | 文中 | 文中・末 |

表6 衛霊公

| 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 用例数 |
|---------------|------------|------------|---------------|-------------|-------|-------------|-------------|--------------|------|------|------|---------------|--------------|-------------|
| D | D | D | D | D | E | C' | C' | C' | C' | C' | C' | C' | E | 分類 |
| 32 | 27 | 27 | 6 | 2 | 2 | 32 | 32 | 32 | 17 | 17 | 17 | 1 | 23 | 章 |
| 莊以蒞之 動之不以禮 | 衆好之 必察焉 | 衆惡之 必察焉 | 邦無道 則可卷而懷之 | 女以予爲多學而識之者與 | 予一以貫之 | 知及之 仁能守之 | 知及之 仁能守之 | 知及之 仁不能守之 | 信以成之 | 孫以出之 | 禮以行之 | 狙豆之事 則嘗聞之矣 | 有一言而可以終身行之者乎 | 本文 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 宣賢 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 山崎闇齋 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 中村楊齋 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 伊藤仁齋 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 返のみ 吉村秋陽 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 後藤芝山 |
| | | | | 文中 | | | | | | | | | 文中 | 文中・末 |

| 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 用例数 |
|-------------|-------------|-------------|--------------|------------|------------|---------------|---------------|------|
| F | D | D | D | D | D | D | D | 分類 |
| 25 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 章 |
| 有馬者 借人乘之 | 知及之 仁能守之 | 知及之 仁能守之 | 知及之 仁不能守之 | 雖得之 必失之 | 雖得之 必失之 | 不莊以蒞之 則民不敬 | 莊以蒞之 動之不以禮 | 本文 |
| × | × | × | × | × | × | × | × | 宣賢 |
| ○ | 二格○ | 二格○ | 二格○ | ○ | ○ | 二格○ | 二格○ | 山崎闇齋 |
| 二格○ | 二格○ | 二格○ | 二格○ | ○ | ○ | 二格○ | 二格○ | 中村楊齋 |
| ○ | 二格○ | 二格○ | 二格○ | ○ | ○ | 二格○ | 二格○ | 伊藤仁齋 |
| ○ | 二格○ | 二格○ | 二格○ | ○ | ○ | 二格○ | 二格○ | 吉村秋陽 |
| 二格○ | 二格○ | 二格○ | 二格○ | ○ | ○ | 二格○ | 二格○ | 後藤芝山 |
| | | | | | | | | 文中・末 |

表5・6は、憲問篇・衛霊公篇の用例である。なお季氏篇でもほぼ全て「之」字は読まれており、憲問篇などと同様の状況である。これらの表からも嘉点や楊齋点以降の点本では、文之点と同じ読みになることが分かる。近世中期以降の論語の訓読においては、文末に「之」字があれば全て読み、その結果、「之」字には文末の陳述を担う読みが見られなくなる。一部、ヲ格と二格とが混在する箇所はあるものの、近世期は用言の下の「之」を全て読むようになるのである。そのため論語内部では「これ」を使った提示語法が一般化する。

六 おわりに

本論で述べてきたことは、以下のとおりである。

- ・ 近世初期、目的格の位置にある「之」字は、読むものと不読とが混在する傾向にあったが、次第に読むものへと変化した。
- ・ 当該語法の読みで不読の数が多いのは、博士家に近い道春点であり、以下、石齋点甲類、石齋点乙類の順となり、文之点には例がない。

- ・ 山崎闇齋をはじめとする近世中期以降の当該語法の読みは、文之点と同じ読み方で固定化する。

- ・ 近世中期以降、論語の中で提示語法の読み方や指示する内容が明確でない「之」字を読むことが一般化する。

今後の課題としては、以下の点が想定される。

- ・ 提示語法は文章語の中で、いつごろから、どのようなジャンルで使われていたのか。⁽¹⁰⁾

- ・ 提示語法は近代に入り、法令に頻用されるが、その要因は何か。

これらの課題の解明を行う中で、変化の要因もより明らかに考える。近世から近代の文章語における提示語法の様相については稿を改めて論じる。

注一覽

(1) 小林芳規『花を見るの記』の言い方の成立追考」『文學論叢』第十四號

東洋大学国語国文学会編刊(一九五九)

齋藤文俊『漢文訓読と近代日本語の形成』勉誠出版(二〇一一)

竹内史郎『現代日本語における左方転位構文のタイプと起源』『日本語文法史研究』3 ひつじ書房(二〇一六) 一八九・二一二頁 この論議では、書き言葉に現れる左方転位構文の起源を漢文訓読文とする。

(2) 山田孝雄『漢文の訓讀によりて傳へられたる語法』寶文館(一九三五)

三三五頁 なお、提示語法の「これ」には、

子曰、巧言令色足恭、左丘明恥之。丘亦恥之。匿怨而友其人、左丘明恥之。丘亦恥之。(公治長24)

子曰、聖人吾不得而見之矣。(述而25)

子曰、爲命裨諶帥創之。(憲問9) などがあげられる。一方、山田は二格や主格の語なども提示語法とする。

草上之風必偃。(顔淵19)

君子居之何陋之有。(子罕13) などである。本論では、主格の用例を除いて考察を行った。

(3) 早稲田大学蔵 論語 請求番号イ一七〇〇三三五の訓読を適宜参照した。題簽に「改正大字 道春點」とある論語巻一〜十 刊行年未詳版である。内閣文庫蔵の寛文四年のものとの基本的な訓点は同一である。今回の箇所については以下の通りである。

孔子對(へ)テ曰。俎一豆ノ「之」事ハ、則 嘗ヨリ 聞キ、「之」矣。

用例として書き下し文を示す場合は、不読字は「」、補読は(へ)、左傍訓を(へ)で示す。旧かなは平仮名、宣賢点のヲコト点も平仮名で示す。また、仁齋点は、京都大学蔵 論語古義十卷 請求番号一・六六〇〇〇〇七の用例を掲げた。

(4) 小林芳規「陳述の助字『之』の訓讀―特に、博士家點と佛家點との訓分け―」(『文學論叢』第二十三號) 東洋大学国語国文学会編刊(一九六二)
小林芳規『平安時代の佛書に基づく 漢文訓讀史の研究Ⅳ 變遷の原理』汲古書院(二〇一七) 三八九頁 第三章 不讀字の定訓化 第九節 語氣詞「之」

(5) 鈴木直治『中国語と漢文：訓読の原則と漢語の特徴』光生館(一九七五) 八七・八九頁 一四七・一五八頁 に近世を通じての「之」字の読みについて触れる。

また、石川洋子『近世における『論語』の訓読に関する研究』新典社(二〇一五) 一三三頁 に「難訓の語(之)」の読みの変化に関する指摘がある。ただ、本論の視点と異なる部分もあると考えるため、あらためて調査結果を記す。

(6) 中田祝夫『古點本の國語學的研究』改訂版 総論篇 勉誠社(一九七九) 一五四・一七三頁 また、注4にも言及がある。

(7) 注5鈴木(一九七五) 八五・九四頁 に文之点、道春点、石齋点の関係について同様の論があるが、分類を行う必要からも独自に調査を行った。比較整理する中で特徴的だったのが、助字の読みである。「之」「焉」「而」「者」などで点本こととの差が顕著に見られた。博士家の点は『高山寺古訓點資料第一』の清原家論語・憲問篇 衝靈公篇 季氏篇を調査対象とした。鎌倉時代の加点であるが、博士家の訓読の継承性を考慮して江戸時代初期のものとの比較を行った。

(8) 永松寛明「鶴飼石齋付訓『四書大全』異版間に見られる訓読の異同」(『国文学攷』一六八号) 広島大学国語国文学会編刊(二〇〇〇) 一一・一二頁 において、鶴飼石齋付訓四書大全の訓読は異版である甲類と乙類とで部分的に訓読が異なることを指摘した。乙類は寛文年間に刊行された可能性がある。

(9) 近世の時期の区分は、注5石川(二〇一五) 一八・二二頁 に従う。また、注1齋藤(二〇一〇) 一〇・一五頁にも区分について意見がある。

(10) 山田の提示語法「之」には二格や主格となるものも含む。本論では、ヲ格の「之」(A・B・C・D)を中心に取り上げる。中でも、Cを提示語法として扱う。

(11) 表の見方について、一行目は番号、二行目は指示内容によるA・Fの七分類、三行目は章番号、四行目は原漢文、五～十一行は各点本での付訓状況を示す。「博士」とは、高山寺本論語 清原家点、「仮名」とはかなかき論語、続氏名は各点者の名前を記す。付訓状況は「×」「○」などの五種類で示す。「×」は之字を不読とするもの。「○」は之を「之ヲ」と読むもの。「二格○」は「之ニ」と読むもの。「一」は原漢文に「之」字が無いもの。「返のみ」とは、「之」字に送り仮名が無く、返り点のみ付されているものである。なお、文末とあるのは、文之点で「」の付く箇所を指し、文末以外に「之」字がある場合を文中と呼ぶ。

(12) 注3に述べた早大本では、「之ヲ」とヲ格で読む。

(13) 注8参照。

(14) 注3に述べた早大本では、番号3番は不読であるが、4番の用例に「稱_{シテ}之ヲ」と付訓される。分類上は、C提示語法箇所て訓読の仕方が分かる。

(15) 表4は横にA・Dの分類 縦に宣賢点から文之点内で「之」字を「これを」と読む場合と不読の場合の数を示す。読む枠内の「返点のみ」と記した後の数字は、「之」字に返点がつき、「レ之」となっている数を示す。「三格」と記した後の数字も「之ニ」と読まれるものの数を示す。

(16) 注5鈴木(一九七五) 八九頁 参照。

(17) 注11に示す表と同じ形式である。五～十行には各点者の名前を記した。「宣賢」とある行は宣賢点の用例を示す。

(18) 注1齋藤(二〇一一)第二章、注5石川(二〇一五)第二部の中でも後藤点や嘉点のテキストを扱う場合、版の異同に関する注意が述べられる。今回、各点本の版による違いは確認できていないが、近世全体の傾向を捉えるため、各点本一資料で調査を行った。

(19) この問題には以下のような近世法令中の用例との関わりが注目される。近世の將軍発給文書に、領知安堵状や御内書、条目などと並んで法度類がある。これらの中に提示語法が現れる。表7は、近世初期から中期の武家諸法度における用例数を示す。右欄の「提示語法〔これ〕」とは、C分類数/総条文数、「ヲ格〔これ〕」とはB/C分類/総条文数で出現頻度を表した。条文数とは、法令で「第一條、第二條…」と表される条文が何条あるかを計上したものである。提示語法の出現率は概ね三割から四割を示す。(なお、宝永版武家諸法度は漢字仮名交じり文で起草されており、提示語法が減少した。漢文ではなく、仮名交じり文という文の種類がこの語法の出現頻度に影響を与えた可能性もある。)

【御触書 武家諸法度 寛永十二年 訓点付 例】

(国立公文書館デジタルアーカイブ)

一 新儀之城一郭構一營カサ禁一止トメ ※傍線は稿者

こうした提示語法の用例は、將軍の代替わりごとに部分的な改変はあるものの、内容的には継承される。寛永十二年に出された武家諸法度は、起草者が林羅山であり、そこで現れるヲ格の「これ」は、金地院崇伝起草の元和版武家諸法度と大きく変わりが無い。ただ、踏襲しているが、部分的に新しく加わった提示語法もある。してみると、林羅山は寛文四(一六六四)年刊の論語の読みでは提示語法のヲ格を積極的には読んでいないものの、法令を中心とする文章語を作る場面では語法を容認、乃至は使用する側にあつたと言える。

表7 近世法令(法度類)における提示語法発現率(総条文数比)

| 発布年 | 起草者/表記 総条文数 | 指示内容七分 | | | | | | 提示語法〔これ〕 /条文数 | ヲ格の〔これ〕 /条文数 |
|---------------------|---------------------|--------|---|----|---|---|---|------------------|-----------------|
| | | E | D | C' | C | B | A | | |
| 慶長二十年七月 禁中並公家諸法度 | 金地院崇伝 起草 漢文体 | E | D | C' | C | B | A | | |
| 1615年 | 17条 | | | 1 | 1 | | 1 | 5.9% | 17.6% |
| 元和三年六月 武家諸法度 | 金地院崇伝 起草 漢文体 | E | D | C' | C | B | A | | |
| 1617年 | 21条 | 1 | | 7 | 3 | 1 | | 33.3% | 57.1% |
| 寛永十二年六月 武家諸法度 | 林 羅山 起草 漢文体 | E | D | C' | C | B | A | | |
| 1635年 | 19条 | 1 | | 8 | 3 | 2 | | 42.1% | 73.7% |
| 寛文三年五月 武家諸法度 | 漢文体 | E | D | C' | C | B | A | | |
| 1663年 | 21条 | 1 | | 10 | 3 | 2 | | 47.6% | 76.2% |
| 天和三年七月 武家諸法度 | 漢文体(一部仮名) | E | D | C' | C | B | A | | |
| 1683年 | 15条 | 4 | | 5 | 2 | 1 | | 33.3% | 80.0% |
| 宝永七年四月 武家諸法度 | 新井白石 起草 漢字仮名交じり文 | E | D | C' | C | B | A | | |
| 1710年 | 17条 | | | 3 | | 2 | | 17.6% | 29.4% |

(20) 提示語法の「之ヲ」が、明治の憲法の条文に残存していることは山田（注2）の指摘がある。

【大日本帝国憲法条文 例】 （国立公文書館デジタルアーカイブ）

国家統治ノ大権ハ、朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ
※傍線は稿者

以下の表8では、近世末期から近代にかけて、条約に見られるヲ格の「之」字の数を分類別に示したものである。条約ごとにBをよく使うものか、Cをよく使うものかという差はあるものの、提示語法、Cは命脈を保っていることがうかがえる。一方で、論語内部に数多く見受けられるDの用例は、全く見られないことも特徴的である。

（付記）

本論は、令和五年度 広島大学国語国文学会研究会にて発表した内容に
加筆修正を加えたものである。

席上、佐々木勇氏、森岡信幸氏、永田良太氏、橋村勝明氏に有益なご助言
をいただいた。また、温かく丁寧なご指導を白井純先生に賜った。皆様に深
謝申し上げたい。

最後になったが、恩師松本光隆教授には、生前懇切なご指導をいただいた。
学恩に感謝し、拙稿を追悼論考として奉る。

―ながまつ・ひろあき、大分県立大分鶴崎高等学校・教諭―

表8 近世～近代条約類における提示語法出現割合（総条文数比）

| 発布年 | 総条文数 | 指示内容七分類 | | | | | | 提示語法「これ」 ／条文数 | ヲ格の「これ」 ／条文数 |
|------------------------|---------|---------|---|----|----|---|---|------------------|-----------------|
| | | E | D | C' | C | B | A | | |
| 日米和親条約 +附録 1854年 | 12条+13条 | | | 1 | 3 | | | 4.0% | 16.0% |
| 日米修好通商条約 1858年 | | | | | 2 | 3 | | 0.0% | 35.7% |
| 大日本帝国憲法 1889年 | 76条 | | | 21 | 3 | 5 | | 27.6% | 38.2% |
| 日清講和条約 1895年 | | | | 2 | 1 | 3 | | 18.2% | 54.5% |
| 日露講和条約 1905年 | 15条+1條 | | | 5 | 1 | 8 | 1 | 31.3% | 87.5% |
| 日本国憲法 1946年 | | 103条 | 1 | | 66 | 2 | 6 | | 64.1% |